

平成27年11月25日(水)

午後2時30分

議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閱 覧 用

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第51号 職員の分限処分について

議決事項

議案第38号 市長からの意見聴取について

議案第39号 寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

署名委員

村田委員長

岩根委員

10月・11月教育委員会一般事務報告

(10月29日～11月25日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	29	木	近畿都市教育長協議会研修会 (～30日)	研修会	天橋立宮津ロイヤルホテル
			小学校英語村	英語村事業の実施 (田井小学校)	教育研修センター
	31	土	第3回アルカスピアノコンクール予選(ソロ)	ピアノコンクール	アルカスホール
11	1	日	第3回アルカスピアノコンクール予選(ソロ、デュオ)	ピアノコンクール	アルカスホール
			第65回寝屋川市民文化祭 (～3日)	式典(1日)、芸能祭・演芸祭・音楽祭・作品展・映像作品発表会等	総合センター
	2	月	全員協議会		市議会議場
	4	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西南コミュニティセンター
	5	木	小学校英語村	英語村事業の実施 (北小学校)	教育研修センター
	6	金	大阪府市町村教育委員会研修会	研修会	ホテルアウリーナ大阪
			市指定文化財特別公開 (～9日)	絹本着色方便法身尊像の公開	西正寺(太間町)
			校長役員会	11月校長会の案件について	教育研修センター
	8	日	三島・北河内地区対抗柔道大会	大会	大東市立市民体育館
	9	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	10	火	大阪府都市教育長協議会 秋季研修会	研修会	岸和田市役所
	11	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	12	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	13	金	小中学校英語教育特別推進地域 研究発表会	公開授業・指導講評	第十中学校
	14	土	小中学校英語教育特別推進地域 研究発表会	全体会	第四中学校
	15	日	2015青年祭	パフォーマンス・展示・出店等を通じた青年交流事業	中央公民館 講堂他
			市民体育大会剣道の部	大会	市民体育館
	17	火	小学校英語村	英語村事業の実施 (第五小学校①)	教育研修センター
	18	水	学校訪問		
			イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト(予選会)	生徒による英語発表	エスポアール
			中学校英語村	英語村事業の実施	エスポアール

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	20	金	小学校英語村	英語村事業の実施 (中央小学校)	教育研修センター
	21	土	第34回寝屋川市民大学閉講式	閉講式	中央公民館 講堂
	24	火	北河内地区教育委員会委員研究会	研修会	アイアイランド
			小学校英語村	英語村事業の実施 (第五小学校②)	教育研修センター
	25	水	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会11月定例会		議会棟第2委員会室
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター

11月・12月教育委員会行事計画書

(11月26日～12月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	26	木	小学校英語村	英語村事業の実施 (梅が丘小学校)	教育研修センター
	28	土	池田小学校 創立50周年記念式典	創立50周年記念式典	池田小学校 体育館
12	1	火	校長役員会	12月校長会の案件について	教育研修センター
			就学指導委員会	就学指導に関する協議	エスポアール
	2	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西南コミュニティセンター
	3	木	12月市議会本会議（第1日目）	委員長報告、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	4	金	文教常任委員会	付託事件審査	議会棟第2委員会室
			小学生スポーツ大会	縄跳び大会（8字跳び）	寝屋川市民体育館
			小学校英語村	英語村事業の実施 (和光小学校)	教育研修センター
	5	土	第3回アルカスピアノコンクール本選（～6日）	ピアノコンクール	アルカスホール
	7	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	9	水	中学校英語村	英語村事業の実施	東北コミュニティセンター
	10	木	就学指導委員会	就学指導に関する協議	エスポアール
	12	土	中学生の主張	中学生の主張発表会	市立中央公民館 講堂
	14	月	12月市議会本会議（第2日目）	一般質問	市議会議場
	15	火	12月市議会本会議（第3日目）	一般質問	市議会議場
			中学生サミット	市立中学校生徒会	エスポアール
	16	水	12月市議会本会議（第4日目）	一般質問	市議会議場
			中学校英語村	英語村事業の実施	西北コミュニティセンター
	17	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	18	金	12月市議会本会議（第5日目）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	22	火	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会12月定例会		議会棟第1委員会室
	24	木	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	25	金	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター

報告第 5 1 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により
平成28年1月4日まで休職を命ずる

平成27年11月5日

寝屋川市教育委員会

議案第 38 号

市長からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められた平成 27 年 12 月市議会定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成 27 年 11 月 25 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

- 1 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 2 平成 27 年度寝屋川市一般会計補正予算(第 5 号)(教育委員会関係分)
- 3 指定管理者の指定(学び館)
- 4 指定管理者の指定(地域交流センター)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められた平成 27 年 12 月市議会定例会に提出される議案について、協議を行い回答するため。

議案第 39 号

寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 25 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

留守家庭児童会事務において、電子公印を使用するに当たり、公印の印影の電算処理を寝屋川市公印規則に準じたものへと変更するため。

議案第 38 号 市長からの意見聴取について

- 1 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 . . . P 1
 - 2 平成 27 年度寝屋川市一般会計補正予算 (第 5 号)
(教育委員会関係分) P 3
 - 3 指定管理者の指定 (学び館) P 5
 - 4 指定管理者の指定 (地域交流センター) P 6
- 議案第 39 号 寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正
する規則について P 7

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

(寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年寝屋川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)を含む。)」を加える。

第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び第48条第1項中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加える。

(寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例(平成26年寝屋川市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 度

寝屋川市一般会計補正予算(第5号)

(教育委員会関係分)

平成27年度寝屋川市一般会計補正予算（第5号）

（歳出）

（単位：千円）

項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府 支出金	地方債	その他	
教育総務費 教育委員会総務費	574,427	2,631	577,058	-	-	-	2,631
教育総務費 教育研修センター費	40,235	15	40,250	-	-	-	15
小学校費 学校管理費	1,121,045	△4,871	1,116,174	-	-	-	△4,871
小学校費 学校給食費	551,822	15,672	567,494	-	-	-	15,672
中学校費 学校管理費	601,245	△6,915	594,330	-	-	-	△6,915
幼稚園費 幼稚園管理費	236,097	△30,073	206,024	-	-	-	△30,073
社会教育費 社会教育総務費	350,912	9,731	360,643	-	-	-	9,731
社会教育費 図書館費	315,649	△18,273	297,376	-	-	-	△18,273
社会教育費 青少年教育費	42,550	16	42,566	-	-	-	16
社会教育費 留守家庭児童会費	530,099	3,757	533,856	-	-	-	3,757
社会体育費 社会体育総務費	70,811	△809	70,002	-	-	-	△809

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立学び館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 寝屋川市立学び館 |
| 2 | 団体の名称 | 特定非営利活動法人笑顔 |
| 3 | 指定の期間 | 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立地域交流センター)

次のとおり指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立地域交流センター |
| 2 団体の名称 | 株式会社 アステム |
| 3 指定の期間 | 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会公印規則（昭和 44 年寝屋川市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 16 条とし、第 13 条を第 15 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（公印の印影の電算処理）

第 14 条 電子計算処理組織を利用して作成する定型的な文書のうち、公印を押印すべきものについて、教育総務課長が適当と認めたときは、その公印の印影を電子計算処理組織により記録し、及び印字して公印の押印に代えること（以下「公印の印影の電算処理」という。）ができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、公印の印影の電算処理について準用する。この場合において同項中「公印事前押印承認願」とあるのは、「公印の印影の電算処理依頼書」と読み替えるものとする。

3 主管課長は、電子計算処理組織に関する事務を担当する課長と共同して、電子計算処理組織に記録された公印の印影データの盗難、紛失、偽変造、不正使用等及び電子計算処理組織の盗難、紛失、不正使用等がないよう、電子計算処理組織を慎重に取り扱い、かつ、厳重に管理しなければならない。

第 12 条第 2 項を次のように改め、同条第 3 項及び第 4 項を削り、同条を第 13 条とする。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第 2 項、第 3 項及び第 4 項中「事前押印」とあるのは「刷込み」と、同条第 2 項中「公印事前押印承認願」とあるのは「公印刷込み承認願」と、同条第 3 項中「公印事前押印文書処理簿」とあるのは「公印刷込み文書処理簿」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（公印の事前押印）

第 12 条 定例的かつ定型的な文書で、教育総務課長が交付の日時、場所その他の事情を考慮して適当と認めたものについては、前条第 1 号及び第 2 号の規定に

かかわらず、これらの号に定める手続を行う前に当該文書に公印を押印すること(以下「事前押印」という。)ができる。

- 2 事前押印を必要とするときは、主管課長は、あらかじめ公印事前押印承認願を教育総務課長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により事前押印をした文書の主管課長は、公印事前押印文書処理簿により、常にその使用状況を明らかにし、かつ、教育総務課長から調査の申入れがあつたときは、それに応じなければならない。
- 4 事前押印をした文書の主管課長は、当該文書が、書き損じ、汚損、破損、様式の変更、人事異動等の理由により使用できなくなつたときは、速やかに当該文書を破棄しなければならない。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

寝屋川市教育委員会公印規則

No.1

改 正 案	現 行
第11条 (略) (公印の事前押印) 第12条 <u>定例的かつ定型的な文書で、教育総務課長が交付の日時、場所その他の事情を考慮して適当と認めたものについては、前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項の審査照合を行う前に、当該文書に公印を押印(以下「事前押印」という。)することができ。</u> 2 <u>事前押印を必要とするときは、主管課長は、あらかじめ公印事前押印承認願を教育総務課長に提出して、その承認を受けなければならない。</u> 3 <u>第1項の規定により事前押印した文書の主管課長は、公印事前押印文書処理簿により、常にその使用状況を明らかにし、かつ、教育総務課長から調査の申入れがあつたときは、それに応じなければならない。</u> 4 <u>事前押印した文書の主管課長は、当該文書が、書き損じ、汚損、破損、様式の変更、人事異動等の理由により使用できなくなつたときは、速やかに当該文書を破棄しなければならない。</u> 第13条 (略) 2 <u>前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項、第3項及び第4項中「事前押印」とあるのは「刷込み」と、同条第2項中「公印事前押印承認願」とあるのは「公印刷込み承認願」と、同条第3項中「公印事前押印文書処理簿」とあるのは「公印刷込み文書処理簿」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> 3、4 <u>削り</u> (公印の印影の電算処理) 第14条 <u>電子計算処理組織を利用して作成する定型的な文書のう</u>	第11条 (略) 第12条 (略)

ち、公印を押印すべきものについて、教育総務課長が適当と認め
たときは、その公印の印影を電子計算処理組織により記録し、及
び印字して公印の押印に代えること（以下「公印の印影の電算処
理」という。）ができる。

2 前条第2項の規定は、公印の印影の電算処理について準用する。
この場合において同項中「公印刷込み承認願」とあるのは、「公印
の印影の電算処理依頼書」と読み替えるものとする。

3 主管課長は、電子計算処理組織に関する事務を担当する課長と
共同して、電子計算処理組織に記録された公印の印影データの盗
難、紛失、偽変造、不正使用等及び電子計算処理組織の盗難、紛
失、不正使用等がないよう、電子計算処理組織を慎重に取り扱い、
かつ、厳重に管理しなければならない。

第15条～第16条（略）

附則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

第13条～第14条（略）